

# いしかわ震災学習プログラム造成事業

## 業務委託公募要領

### 1 事業の趣旨・目的

令和6年能登半島地震や令和6年奥能登豪雨で発生した様々な自然の驚異や、災害発生時の防災・減災の行動、震災後の復興の取り組みについて学ぶことのできる震災学習プログラムを造成し、教育旅行等の誘致に取り組むことで、能登の震災からの復興と観光の復活を図る。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

いしかわ震災学習プログラム造成事業業務

#### (2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

#### (3) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月6日（金）まで

#### (4) 委託上限額

5,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本提案実施に係る告示開始日において、石川県競争入札参加資格の停止期間中でないものであること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を

- 加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 本提案実施に係る告示開始日までに納期が到来する国税及び都道府県税を滞納していないものであること。
- (6) 当観光連盟の会員である者。または、会員になる意思のある者。

※ なお、コンソーシアム形式による申請も認めるが、その場合は代表構成員を決め、代表構成員が企画提案書を提出すること。（ただし、代表構成員が業務の全てを他の構成員に再委託することはできない。）

※ 上記の場合は、全ての構成員が上記の（1）～（6）の要件を満たしていること。また、コンソーシアム形式による申請に参加した場合は、別途、単独の事業者又は他のコンソーシアムの構成員として、本公募に参加することは不可。

#### 4 スケジュール（予定）

項目	日時
ほっと石川旅ねっとでの公告	令和7年4月14日(月)
参加申込書受付期限及び質問受付期限	〃 4月21日(月)午後1時まで
質問に対する回答	〃 4月25日(金)
企画提案書提出期限	〃 5月 9日(金)午後1時まで
審査結果の通知・契約締結	〃 5月下旬

#### 5 参加手続

##### (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎10階

公益社団法人石川県観光連盟

E-mail : i-kankorenmei★pref.ishikawa.lg.jp（ご連絡の際は、★を@に変えてください）

##### (2) 参加の意思確認

別紙様式を令和7年4月21日(月)午後1時までに、上記の5(1)宛に電子メールで提出すること

##### (3) 提出資料等に関する質問について

質問がある場合は、令和7年4月21日(月)午後1時までに、上記の5(1)宛に電子メールにより提出すること。なお、様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

※ 電話等、電子メール以外での質問は受け付けない。

- ・ 件名は「いしかわ震災学習プログラム造成事業業務に関する質問」とすること。
- ・ 質問者の連絡先（会社名、部署名、役職・氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。
- ・ 質問内容は端的に記載すること。

#### （4）質問に対する回答について

回答については、参加の意思を明らかにした者全員に対し、令和7年4月25日（金）までに、一括して電子メールで行うこととする。

### 6 企画提案書

提出にあたっては下記の点に注意すること。

#### （1）提出期限、提出場所及び提出方法など

- ・ 提出期限 令和7年5月9日（金）午後1時 ※提出期限後の到着は無効
- ・ 提出場所 5（1）と同じ（持参（平日の午前9時～午後5時）又は郵送（書留郵便に限る。））
- ・ 提出方法 申請者名の記載が無いものを4部、記載の有るもの2部（表紙に申請者名、部署名、担当者名を明記）提出すること。なお、企画提案書はA4横、左上1点ホチキス留めにて作成することとし、保護する透明カバーは不要とする。
- ・ その他提出物 見積書は企画提案書内に綴じ込むこと。

#### （2）企画提案書に盛り込む内容

- ・ 概要・企画コンセプト
- ・ 企画内容
- ・ スケジュール（事業全体の管理運営計画を含む）
- ・ 本業務に携わるスタッフ・関係者の役割、特長（強みなど）、実績等
- ・ 参考見積額（見積書は自社様式で可とする。但し、業務項目ごとの内訳を記載すること。）

※ 企画提案書については、本手続きにおける契約の候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、選定作業に必要な範囲で複製を行うこと場合がある。

※ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任・損害は提案者が負う。

### 7 評価方法等

#### （1）審査基準

各申請者から提出された企画提案書を、審査委員が審査・採点を行い、最も高い評価を

得られた企画提案書を提出した申請者を選定する。なお、書類審査とし提案者からのプレゼンテーション等は実施しない。

＜審査基準＞

①的確性

- ・業務内容を理解し、事業目的の達成に結び付く提案となっているか

②実現性

- ・費用対効果に優れ、具体的で実現性の高い提案となっているか
- ・本業務と類似した業務の実績はあるか
- ・業務スケジュールは適切か

③独創性

- ・申請者ならではのノウハウや創意工夫、独自性が見られるか
- ・より良い業務成果が見込める提案となっているか

④実施体制

- ・業務を円滑に実施できる体制及び能力があるか
- ・業務完了に至るまでのプロセスが明確に説明されているか

※審査内容は公表しない。また、審査結果に対する異議の申し立ては認めない。

(2) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ・提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・本要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ・価格提案書の金額が2（4）の委託上限額を超える場合
- ・評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と当連盟との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

9 その他

(1) 企画提案書については、1者につき1提案に限る。

(2) 企画提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、当連盟から指示があつた場合を除く。

- (3) 企画提案書を提出した後、追加書類の提出を求めることがある。
- (4) 提出書類の作成、提出等に要する経費は、提案者の負担とする。また、企画提案書は返却しない。
- (5) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (6) 参加者が1者の場合は、本公募を中止することがある。